

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年3月6日に実施した健康福祉局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月12日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

## 1 監査対象事務

報酬の支出に関する事務

## 2 監査の実施日程

令和4年10月5日から令和5年3月6日まで

## 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年2月14日

## 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 生活福祉課の報酬の支出に関する事務及び負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、民生委員児童委員に対する経費の支払において次のような事例が見られた。なお、民生委員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)により厚生労働大臣の委嘱を受けて住民の福祉の増進を図るための活動を行うもので、同法の規定により給与の支給のない無報酬のボランティアであって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童委員にも充てられている。また、民生委員は一定区域ごとに設置された地区民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)に所属し、活動を行っている。</p> <p>(ア) 実費弁償である活動費を報酬と</p>	<p>令和4年10月5日から令和5年3月6日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案につきまして、民生委員法第10条の規定では民生委員には給与を支給しないものとされているところ、実際の活動には通信費、交通費等の経費がかかることから、活動経費に対する実費弁償として報酬を支払うこととしていたものです。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり民生委員児童委員の活動経費に対する費用弁償を市の非常勤特別職として委嘱した民生(児童)嘱託員の報酬として支出する方法は、地方自治法の規定に照らすと適切ではなく、国の民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活</p>

して支払うことについて

本市の民生委員児童委員は、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)別表第1の35の項に規定するその他の特別職職員として、相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則(昭和31年相模原市規則第18号)別表第2に定める民生(児童)嘱託員の職の委嘱を受けており、市は民生(児童)嘱託員に対し報酬を支払っていた。

このことについて確認したところ、民生(児童)嘱託員の職務は民生委員法第14条に規定する民生委員の職務のとおりであり、民生委員児童委員は無報酬であるが、活動の経費を支援する考えから市の非常勤特別職として委嘱し、活動に必要な経費の実費弁償を報酬として支給しているとの見解であった。

地方自治法第203条の2第1項は普通地方公共団体は非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならない旨を、同条第3項は非常勤の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる旨をそれぞれ規定し、同条第5

動に係る実費弁償費として講じられているもので、公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないように留意することとされていることから、相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則を改正し、民生(児童)嘱託員の職に係る規定を削除するとともに、実費弁償として活動費を支給する要綱を制定し、令和6年度から活動費を実費弁償(報償費)として支出する方法に見直しを行いました。

今後は、民生委員児童委員の円滑な活動に資するよう要綱に基づき適切に活動費を支給し、市民の誤解や疑念が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

**【生活福祉課】**

項はその額及び支給方法は条例で定めなければならない旨を規定している。

報酬は役務の対価であって、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭である費用弁償とは区別されるものであるから、現在の民生(児童)嘱託員の活動経費に対する費用弁償を報酬として支払う方法は適切ではなく、条例等に費用弁償としての支給を規定するなど、整理が必要である。また、民生(児童)嘱託員の報酬は実質的に民生委員児童委員の職務に対して支給されるものであるから、民生委員法との整理も併せて必要である。

民生委員児童委員は無報酬であり、その活動に必要な経費は実費弁償として支給されているという仕組みを整理することは、民生委員児童委員の円滑な活動にもつながることから、今後、地方自治法や民生委員法等の関係諸規定を再確認し、活動経費の支出方法について検討されたい。

【生活福祉課】